

# 防災規制の変遷と (公財)日本防災協会が果たして来た役割

～(公財)日本防災協会設立60年にあたって  
改めて振り返る～

東京理科大学総合研究院  
火災科学研究所教授

小林 恭一



## はじめに

防火対策の最も基本的な手段は「火災を出さないこと（出火防止）」であり、出火防止対策の有力な手法の一つが、建材や家具調度品など身の回りにある物品を燃えにくくしておくことである。

このため、建築基準法では「内装制限」が、消防法では「防災規制」が行われているが、いずれも制定当初からあった規制ではなく、内装制限（建築基準法第35条の2）は昭和34年（1959）4月の、防災規制（消防法第8条の3）は昭和43年（1968）6月の法改正で追加されたものである。

本稿では、(公財)日本防災協会の設立60周年にあたり、防災規制の変遷と(公財)日本防災協会の果たして来た役割及び今後の展望について整理することとしたい。

## 【消防法における防災規制導入以前の動き】

### 戦前から戦後にかけて

木材を難燃化することにより火災を防ぐという考え方は、空襲による被害を軽減しようとした昭和14年（1939）2月制定の「防空建築規則」に耐火木材<sup>1</sup>（耐火液を注入した木材）についての規定が定められているように、戦前からあったが、その性能や普及の程度については、太平洋戦争末期に被った空襲の被害を見れば容易に想像がつく。

戦後、日本を占領した米軍は、自らの施設の可燃性の物品に防災薬液を浸透させるなどして徹底的な防災化を行っており、その米軍に日本の主要都市を完全に焼け野原にされたばかりだった日本の関係者に、強い衝撃と大きな影響を与えた<sup>2</sup>。

昭和23年（1948）6月、東京都の公衆集合所の火災予防条例第17条で「公衆集合所において可燃性装飾用材料を使用する場合は、有効な難燃剤で処理しなければならない。」と規定されたが、これが日本で初めての防災規制と言われている<sup>3</sup>。

昭和23年（1948）7月、消防法が制定され、その第9条に「かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生の恐れのある器

具の取扱その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、市町村条例でこれを定める。」と規定された<sup>4</sup>。以後、市町村は、この規定を根拠に火災予防条例に防災規制を規定することができるようになった。なお、昭和43年（1968）6月に消防法第8条の3が追加されて別途防災規制が行われるようになり、また、平成13年（2001）7月にこの第9条が「・・政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。」と改正されたため、この規定を根拠として市町村が独自に火災予防条例で防災規制を行うことは出来なくなっている。

昭和26年（1951）2月には、当時の国家消防庁が各市町村の火災予防条例のモデルとなる「火災予防条例準則」を定めたが、そこで防災規制が規定され<sup>5</sup>、同年5月には、国家消防庁消防研究所が「防災液、防災紙及び防災布の規格（昭和26年（1951）国家公安委員会告示第5号）<sup>6</sup>」を定めて、防災に関する検定業務を開始した<sup>7</sup>。当時は、キャバレー等で用いられる造花等の装飾品や住宅の障子等に着火する火災が多く、これらを防火液に浸したり塗布したりして防災性能を付与する方法が多かったようである<sup>8</sup>。

### 共立講堂、明治座及び東京宝塚劇場の火災と火災予防条例準則の制定

昭和30年代（1955-64）になると、東京都内で舞台部の幕類に接炎着火する火災が立て続けに発生した。神田共立講堂火災（昭和31年（1956）2月、死者0、負傷者11）、明治座火災（昭和32年（1957）4月、死者0、負傷者9）及び東京宝塚劇場火災（昭和33年（1958）2月、死者3、負傷者25）がそれである<sup>9</sup>。

これらの火災を受け、東京消防庁では、舞台用どん帳、幕類、合板などの防災処理の推進にかかる行政指導を開始した<sup>10</sup>。また、昭和34年（1959）3月には建築基準法に内装制限（第35条の2）の規定が追加されたが、これらの火災の影響も大きいと考えられる。

昭和35年（1960）6月に自治省（当時）が設置されると消防庁はその外局となり、同年7月には消防法の大改正が行われて、それまで市町村任せだった防火管理規制（消防法第8条）や消防用設備等の規制（消防法第17条）が現在と同様国が主体となって統一的に行われるようになった。この流れを受け、同年12月に新法最初の「火災予防条例準則」が制定された。そこでは、

第24条（装飾用物品） 劇場等又はキャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）で使用するどん帳、造花その他の装飾用物品、大道具又は小道具で可燃性のものには、防災処理を施さなければならない。

と規定された<sup>11</sup>。本条には、当初、防災規制の定番とも言えるカーテンについての規定がなく（後に追加された<sup>12</sup>）、劇場等のどん帳や大道具類という、あまり一般的ではない物品の防災化が推進されているが、これはもちろん上記3つの劇場等の火災を受けたもので<sup>13</sup>、現在の防災規制にも繋がっている。

## 防災性能の担保と日本消防検定協会の発足

これらの物品の防災化が推進されるようになると、その品質の担保が課題となってきた。防災加工をしてもその性能は概観からは判断できないため、所定の防災性能を有していることを担保する何らかの仕組みが必要になって来たのである。このため、昭和35年（1960）には、防災剤生産者、加工業者などが集まって「日本防災処理同業会（代表理事；岡部龍平氏）」が設立され<sup>14</sup>、さらに昭和37年（1962）11月に、東京消防庁の強い指導により、岡部龍平氏が中心になって、化繊協会、帆布協会、問屋組合など6団体からなる「日本防災協議会」が発足した<sup>15</sup>。同協議会は、防災処理された物品の品質管理や表示などを行うことになったが<sup>16</sup>、この団体が現在の「（公財）日本防災協会」の前身であり、今回の「60周年」も同協議会発足時を起点としたものである。

先にも触れたように、防災性能の試験は、当初、「消防の用に供する設備、機械器具及び資材（消防組織法第4条第9号<sup>17</sup>、昭和26年（1951）3月の改正により「資材」を追加）」に対する「検定」の一種として消防研究所で行われていた。昭和35年（1960）6月の消防法改正で消防用設備等に係る規制を国が統一的行うようになったため、消防の用に供する機械器具等の規格も国が統一に定めることとなり、その規格への適合性を担保する仕組みが必要になった。このため、昭和38年（1963）4月の消防法改正で、検定制度（消防法第21条の2）が創設されるとともに、日本消防検定協会（消防法第21条の17）が設立されて、消防の用に供する機械器具等の検定業務は消防研究所から日本消防検定協会に移管された。

消防研究所で行われていた防災関係の検定制度は、関連物品が検定対象物品には該当しないため検定制度としては移管されなかったが、消防法第21条の36に規定する鑑定業務として同協会に移管されることになった<sup>18</sup>。

## 【消防法における防災規制導入とそれ以降の動き】

### 消防法における防災規制の導入

建築基準法における特定街区制度の創設（昭和36年（1961）6月）により高層建築物の建設が事実上解禁されたため、昭和40年代（1965-74）に入ると、その第1号の高層建築物である霞ヶ関ビル（昭和43年（1968）4月竣工）を皮切りに高層建築物が急増することが確実視されていた。また、当時、地下街については強い規制がなかったため、大規模な地下街の建設が全国で急増していた。高層建築物も地下街も、初期消火に失敗すると消防活動が極めて困難であるため、消防など行政機関には強い危機感があった。

さらに、川崎の雑居ビルの火災（昭和41年（1966）1月、死者12、負傷者14）<sup>19</sup>など、当時、多数の死者を伴うビル火災が続発しており、耐火構造のビルの防火安全性に対する懸念が、社会的にも広く共有されていた。

このような状況を踏まえ、昭和43年（1968）6月、消防法が改正され、高層建築物や地下街の急増、続発するビル火災に対する防火対策強化の一環として、防災規制（消防法第

8条の3)が導入された。高層建築物や地下街の防火対策の主役として防災規制が採用されたのは、これらの建築物では出火防止が最も重要であるという認識のためだと考えられるが、広く防災規制を導入することの必要性を昭和30年代から痛感していた消防庁の意向も強かったようである<sup>20</sup>。

当初の消防法第8条の3は、現在の第1項に相当する条文のみで、

高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用するどん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものは、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない<sup>21</sup>。

というシンプルなものだった。

本条にいう政令は消防法施行令第4条の3であるが、制定当初（昭和44年（1969）3月）の条文を見ると、現行規定の原型はほぼでき上がっている<sup>22</sup>。

政令で定める防火対象物については、火災が発生した場合に人命危険が高いと考えられる防火対象物が「防災防火対象物」として定められており（同条第1項）、消防法施行令別表第一に（9）項イ（蒸気浴場等、昭和47年（1972）12月改正）と（16の3）項（準地下街、昭和56年（1981）1月改正）が追加された<sup>23</sup>ことに伴う改正以外は、現行規定と同様である。また、同項の「工事中の建築物その他の工作物」は工事用シートに防災性能を要求する対象であり、消防法施行規則第4条の3第1項で定められているが、現行規定と同様である。

政令で定める物品は、「カーテン、暗幕及びどん帳その他舞台において使用する幕並びに工事用シートとする。（同条第3項）」とされており<sup>24</sup>、概ね当時の火災予防条例準則をベースとして定められているが、後述するように、その後かなり追加されている。

工事用シートがこの物品に加えられたのは、昭和37年（1962）に東京都千代田区の工事現場で工事用シートに着火する火災が発生して死者が出た<sup>25</sup>ことを契機に、同年、東京都、札幌市及び北九州市の火災予防条例で工事用シートが防災規制の対象として定められるなど、消防行政にとっては大きな問題であると捉えられていたためだと考えられる。

政令で定める基準では、残炎時間、残じん時間、炭化面積、接炎回数などの概念は、炭化長以外は出そろっており、省令（消防法施行規則第4条の3）で補完する規定ぶりも同様であるが、後述するように、昭和47年（1972）12月の改正で省令を含めて大幅に改正され、さらに昭和53年（1978）11月に防災対象物品にじゅうたんが追加された時に、じゅうたんを含んだ書きぶりに整理されている<sup>26</sup>。

### 昭和47年（1972）6月の消防法改正に伴う防災制度の整備と防災対象物品の追加

昭和43年（1968）6月の消防法改正とその後の一連の政省令改正等により、防災規制を全国的に展開する体制は整備されたが、防災性能の品質保証の仕組みについては、法的には未整備のままだった。このため、昭和47年（1972）6月に消防法が改正され、消防法第

8条の3に防災表示に関する第2項から第5項までの規定が追加されて<sup>27</sup>、表示と品質保証に関する仕組みが整備された。これを受け、具体的な表示と品質保証の仕組みとして、昭和48年（1973）6月に消防法施行規則第4条の4が定められ、防災表示を附する者に関する消防庁長官認定制度が整備された<sup>28</sup>。後述するように、（財）日本防災協会は、この防災表示と品質保証の実務に大きな役割を果たすことになった。

この法改正の際には、政省令も含めて「防災対象物品」、「防災物品」、「防災表示」などの用語とその定義が定められ、条文表現の整理も行われている。

また、この消防法改正を契機として、昭和47年（1972）12月に消防法施行令第4条の3第3項が改正され、防災対象物品に、布製のブラインド、展示用の合板又は繊維板及び舞台において使用する大道具用の合板又は繊維板が追加された<sup>29</sup>。

当時の施行通知等を見ても、これらが追加された理由は明示されていないが、布製のブラインドや繊維板については、防災対象物品と同様の出火特性があるのに防災規制の対象とするかどうか法的に明確でなかったこと、大道具用の合板等については、前述の火災予防条例準則では規制対象となっていたのに昭和44年（1969）3月制定の消防法施行令第4条の3第3項には盛り込まれなかったのを是正したためだと考えられる。

また、展示用の合板等については、同時に行われた消防法施行令別表第一の改正で「展示場」が百貨店やマーケットと同じ用途分類（（4）項）として明示的に規定された<sup>30</sup>ことに伴い、展示場の出火危険を防止するための方策として、大道具用の合板等と同様の出火特性がある展示用の合板等が防災対象物品として指定されたものと推測される。

これらの防災対象物品の追加に伴い、同時に、消防法施行令第4条の3第4項と、関連する同法施行規則第4条の3第2項から第5項までに規定される防災性能の試験方法と判定基準についても、必要な整備が行われた<sup>31</sup>。

### 防災対象物品にじゅうたん等が追加

昭和53年（1978）11月に消防法施行令第4条の3第3項が改正され、防災対象物品にじゅうたん等が追加された<sup>32</sup>。その直接のきっかけは、新潟市のスナックの火災（昭和53年（1978）3月、死者11、負傷者2）<sup>33</sup>で内装に毛足の長いじゅうたんが用いられていたことが着火、延焼拡大を助長したとされたことであるが、そのだいぶ前の韓国ソウルのホテル火災（昭和46年（1971）12月、死者163）でじゅうたん類が延焼拡大の要因になったことから、昭和47年（1972）3月に東京都火災予防条例で床敷物類に対する防災規制が行われるようになっていたことが大きく影響している<sup>34</sup>。

この改正に伴い、消防法施行令第4条の3第4項と、関連する同法施行規則第4条の3第3項から第7項までに規定される防災性能の試験方法と判定基準についても、必要な整備が行われた<sup>35</sup>。

### 防災対象物品から繊維板が除外

昭和61年（1986）8月には、防災対象物品から展示用の繊維板及び舞台において使用する大道具用の繊維板が除かれた。これは、当時、日本の貿易黒字が巨額になりアメリカ経済を脅かすほどになっていたため、昭和60年（1985）7月に政府・与党対外経済対策推進本部が「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を決定し、規制緩和を積極的に推進したことによるものである。この日本全体の方針に沿い、消防庁においても、火災危険の増大にあまり大きく影響しないと考えられるこの2種類の防災対象物品を規制対象から除くことになった。

### 日本防災協議会から（公財）日本防災協会まで

昭和44年（1969）3月の消防法施行令第4条の3及び同施行規則第4条の3の制定と並行して、基準への適合性を確認する制度が整備された。

昭和44年（1969）3月に日本消防検定協会が「防災性能鑑定規程」が制定されて、同協会が防災性能試験を鑑定として行う体制が強化された。

また、昭和44年（1969）5月に「日本防災協議会」が自治大臣の許可を得て「（財）日本防災協会」に改組され、防災性能を保障する仕組みが確立された。

これにより、防災性能の確認は日本消防検定協会が鑑定制度によって行い、防災表示と品質管理は（財）日本防災協会が防災ラベルの発行・管理によって行うという体制が整備された<sup>36</sup>。しばらくこの体制が続いたが、昭和49年（1974）9月に（財）日本防災協会に試験室が設置されるなど<sup>37</sup>、同協会でも防災性能の確認を行うことができる体制が整備されていった。

そして、昭和55年（1980）12月の消防庁予防課長通知により、行政の簡素合理化の観点から、昭和56年（1981）4月1日以降、防災性能の確認試験は（財）日本防災協会のみによって行われることとなり<sup>38</sup>、同協会が防災性能の確認試験から防災ラベルの発行と品質管理まで一貫して担う体制が整えられた。

平成10年代（1998-2007）になると、法令で定める技術的基準への適合性を審査・確認する機関の決定に競争原理を導入し、政府の関与をできるだけ少なくするとともに審査・確認制度の合理化を促すことが、政府全体の方針となった。

この方針を受け、防災規制の関係では、平成12年（2000）11月に消防法施行規則第4条の4（防災制度の確認）及び第4条の5（指定確認機関）が新設された<sup>39</sup>。この規定により、防災対象物品又はその材料が防災性能を有していることについての確認を行おうとする法人は消防庁長官に申請し、消防庁長官は告示で定める基準への適合性を審査して確認機関として指定する仕組みが創設された。（財）日本防災協会は、平成13年（2001）に防災に関する最初の指定確認機関として消防庁長官から指定された。同協会は、それまでは消防庁予防課長通知により防災性能の品質管理に関する業務を事実上任されて来たのだが、この指定により、ようやく法律上の正式な位置づけを得ることになった。

その後、この種の法人には「指定」よりさらに政府の関与の度合いが小さいとされる「登録」制度を適用することが政府全体の方針になり、平成16年（2004）3月に消防法施行規則第4条の4及び第4条の5が改正されて<sup>40</sup>、総務大臣又は消防庁長官による現在の「登録確認機関」制度に移行した。

現在、（公財）日本防災協会のほか（一財）日本繊維製品品質技術センターも登録確認機関として総務大臣又は消防庁長官に登録されている。

なお、消防用設備等についても、同時期に同趣旨の消防法施行規則第31条の4及び第31条の5が制定及び改正されており、当初は「指定認定機関」制度、現在では「登録認定機関」制度の仕組みができています。

このような一連の改正の後、（財）日本防災協会は、平成20年（2008）12月の新公益法人制度の施行に伴い「特例民法法人日本防災協会」となり、移行のための準備期間を経て、内閣総理大臣から公益財団法人への移行認定が行われ、平成24年（2012）5月、「公益財団法人日本防災協会」として再スタートすることになった<sup>41</sup>。

## 【防災規制の今後の展望】

### 防災対象物品以外の物品の防災化

令和2年（2020）の建物火災の着火物別火災件数<sup>42</sup>を見ると、「ふとん、座ぶとん、寝具」に着火した火災は1,047件で、「合成樹脂と成形品」、「動植物油類」に次いで第3位となっている。また、衣類に着火した火災は793件で第6位である。これらの物品を防災化しておけば、火災や火災による死者を減らすのに大きな効果があることは明らかである。

衣類はともかくせめて寝具類くらいは防災規制の対象とすべきではないか、という考え方は古くからあったが、建築物に付属していない寝具類等は、現在の防災規制の対象としても適法状態と違法状態が安定的に継続しないため、この種の規制には馴染まないと考えられていた。

このため、昭和50年（1975）に、消防庁の指導により、学識経験者、試験機関代表、消防機関代表等からなる「防災製品認定委員会（事務局：（財）日本防災協会）」が設けられ、同委員会が定めた「防災製品認定要綱」に基づき、消防法第8条の3に基づく防災規制に馴染まない寝具類等の物品について、同委員会がその性能を認定する「防災製品認定制度」が開始された。その理念は、当初、「公正取引委員会」のような公正な独立した委員会により防災性能のある物品を認定し普及するというもので、同委員会は形式上（財）日本防災協会の外に設けられ、同協会は同委員会の事務局を務めるという位置づけだった。

平成21年（2009）10月、日本防災協会が公益財団法人化したことに伴い、新たに「防災製品認定規定」が定められ、防災製品の認定は同協会が行うという現在の防災製品認定制度に改められた。当初制度の中心を担った「防災製品認定委員会」は、「「防災製品性能試験基準」、「防災製品毒性審査基準」及び「防災製品品質管理基準」の制定等を付託する」ために同協会に設置されるという位置づけになっている<sup>43</sup>。

防災製品認定制度は、防災化しておくことと出火防止に効果があると考えられるのに防災規制の対象となっていない物品（令和4年（2022）9月現在26種類）について、（公財）日本防災協会が防災性能の試験方法や基準を定め、希望者の申請に応じて所定の試験を行い、その結果に基づき所定の防災性能を有する旨の表示（防災製品ラベル）の貼付を認めるというものである。

### 防災製品の普及による今後の火災対策への貢献

消防白書によれば、令和2年（2020）の住宅火災による死者899人のうち、寝具類に着火して亡くなった方は108人、衣類に着火して亡くなった方は66人で、着火物別死者数の1位と2位を占めており、そのうち65歳以上の高齢者の割合は、寝具類では70%、衣類では実に80%に上っている<sup>44</sup>。言うまでもなく高齢者数は今後も急速に増加していくため、高齢者の火災死対策として、寝具類や衣類の防災化は、今後ますます重要になっていくに違いない。

また、日本列島の地下構造の不安定化や地球温暖化に伴う気候変動により、近年、大規模な災害が多発するようになってきているが、避難施設における新型コロナウイルスの感染対策として、段ボールなどのパーティションや簡易ベッドが設置されるようになって、その火災危険性が指摘されている。これらの物品を防災化しておくことは、火災の未然防止に極めて有効である。

火災危険は今後も様々な形をとって現れて来ると思うが、法律に縛られない防災製品は、このような多様な火災危険に弾力的に対応する手段として極めて有効であり、今後の火災危険の軽減に資するものと期待される。

### 終わりに

初めに述べたように、着火物になる可能性の高い物品をなるべく燃えにくいものにしておくことは、火災対策の基本中の基本であり、防災制度は、そのために設けられた制度である。「今ここにあるこのカーテン」に防災性能があるかどうかは、見ただけではわからない。一つひとつの物品を確実に防災性能があるものにするためには、生産段階から、裁断・縫製などの加工と流通の段階を経て、建築物が建築され又は使用される段階で建築物に取り付けられ、さらに維持管理段階に至る、という長い過程のすべての段階で、防災性能が確保されていくようにしなければならない。そのために考え出されたのが防災ラベルの制度である。防災ラベルの制度については、法律上細かく定められていない。（公財）日本防災協会等の定めたルールに従い、関係者がラベル管理を適切に行うことによってしか、「このカーテンには防災性能がある」と自信をもって言うことはできないのである。「着火物になる可能性の高い物品をなるべく燃えにくいものにしておく」という目的を達成するためには、関係者全員がこのことを自覚して、防災制度を適切に維持していくことが必要である。火災統計を分析すると、その効果は着実に上がっていることがわかる。関係の

方々には、誇りをもって防災制度を守り育てていってくださることを期待している。

### (参考資料)

- 1 防空建築規則第3条第1号
- 2 座談会（矢筈野義郎（消防庁参事官），味岡健二（東京消防庁予防部長），岡部龍平（（財）日本防災協会専務理事））「日本防災協会10年のあゆみ」，防災10年～（財）日本防災協会のあゆみ～pp8, 1972年，（財）日本防災協会
- 3 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書，2.1.2防災に関する法令等の歴史，pp11, 2015年3月，（公財）日本防災協会
- 4 消防法令改正経過検索システム，東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 5 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書，2.1.2防災に関する法令等の歴史，pp11, 2015年3月，（公財）日本防災協会
- 6 防災物品，日本消防検定協会十年史，pp258, 1973年，日本消防検定協会
- 7 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書，2.1.2防災に関する法令等の歴史，pp11, 2015年3月，（公財）日本防災協会
- 8 座談会（矢筈野義郎（消防庁参事官），味岡健二（東京消防庁予防部長），岡部龍平（（財）日本防災協会専務理事））「日本防災協会10年のあゆみ」，防災10年～（財）日本防災協会のあゆみ～pp8, 1972年，（財）日本防災協会
- 9 環境・災害・事故の事典，pp526, 2001年3月，丸善（株）
- 10 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書，2.1.2防災に関する法令等の歴史，pp3, 2015年3月，（公財）日本防災協会
- 11 消防法令改正経過検索システム，東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 12 座談会（矢筈野義郎（消防庁参事官），味岡健二（東京消防庁予防部長），岡部龍平（（財）日本防災協会専務理事））「日本防災協会10年のあゆみ」，防災10年～（財）日本防災協会のあゆみ～pp9, 1972年，（財）日本防災協会
- 13 座談会（矢筈野義郎（消防庁参事官），味岡健二（東京消防庁予防部長），岡部龍平（（財）日本防災協会専務理事））「日本防災協会10年のあゆみ」，防災10年～（財）日本防災協会のあゆみ～pp9, 1972年，（財）日本防災協会
- 14 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書，2.1.2防災に関する法令等の歴史，pp9, 2015年3月，（公財）日本防災協会
- 15 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書，2.1.2防災に関する法令等の歴史，pp14, 2015年3月，（公財）日本防災協会
- 16 座談会（矢筈野義郎（消防庁参事官），味岡健二（東京消防庁予防部長），岡部龍平（（財）日本防災協会専務理事））「日本防災協会10年のあゆみ」，防災10年～（財）日本防災協会のあゆみ～pp12, 1972年，（財）日本防災協会
- 17 消防法令改正経過検索システム，東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 18 第1節 鑑定，1 防災物品，日本消防検定協会十年史，pp58, 1973年，日本消防検定協会
- 19 環境・災害・事故の事典，pp529, 2001年3月，丸善（株）
- 20 座談会（矢筈野義郎（消防庁参事官），味岡健二（東京消防庁予防部長），岡部龍平（（財）日本防災協会専務理事））「日本防災協会10年のあゆみ」，防災10年～（財）日本防災協会のあゆみ～pp14, 1972年，（財）日本防災協会
- 21 消防法令改正経過検索システム，東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 22 消防法令改正経過検索システム，東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 23 消防法令改正経過検索システム，東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 24 消防法令改正経過検索システム，東京理科大学総合研究院火災科学研究所

- 25 座談会（矢筈野義郎（消防庁参事官），味岡健二（東京消防庁予防部長），岡部龍平（（財）日本防災協会専務理事））「日本防災協会10年のあゆみ」，防災10年～（財）日本防災協会のあゆみ～pp10, 1972年,（財）日本防災協会
- 26 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 27 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 28 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 29 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 30 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 31 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 32 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 33 令和3年版消防白書, 付属資料 pp28
- 34 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書, 2.1.2防災に関する法令等の歴史, pp16, 2015年3月,（公財）日本防災協会
- 35 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 36 熱溶融性繊維の燃焼性能試験に関する調査研究報告書, 2.1.2防災に関する法令等の歴史, pp15, 2015年3月,（公財）日本防災協会
- 37 協会ニュース, 防災ニュース No39, pp12, 1974年9月,（財）日本防災協会
- 38 8 防災物品, 日本消防検定協会二十年誌, pp113, 1983年, 日本消防検定協会
- 39 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 40 消防法令改正経過検索システム, 東京理科大学総合研究院火災科学研究所
- 41（公財）日本防災協会ホームページ, 協会の概要, 設立から現在に至る経緯 <https://www.jfra.or.jp/summary/summary.html>
- 42 令和2年（2020）版火災年報, pp76, 第1-20表 建物火災の出火箇所別・着火物別出火件数
- 43 防災製品認定規程, 2009年,（公財）日本防災協会
- 44 令和3年（2021）版消防白書, pp62, 第 1-1-12 図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）